

申告方法④ 町の申告相談で申告

相談受付 2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日を除く
 受付時間 午前の部：午前9時～11時30分 午後の部：午後1時～3時30分
 受付会場 役場2階201会議室

次に当てはまるかたは、町の申告相談では受けられません。

- 譲渡所得(土地・建物など)
- 住宅借入金
- 医療費控除(明細書の事前作成をしていない場合)
- 株式譲渡・先物取引
- 営業・農業
(領収書の仕分け・科目整理ができていない場合)
- 死亡している
- 令和7年1月1日に皆野町に住所がない
- 青色申告・雑損控除・海外扶養

上記以外でも、内容により町の申告相談では受けられないことがあります。

医療費控除明細書は、国税庁ホームページや税務署・役場窓口でも配付しています。

<町の申告相談の日程>

指定日	対象地域	指定日	対象地域
2月17日(月)		3月3日(月)	
18日(火)	腰区 下田野区	4日(火)	金沢全域
19日(水)	上の台区 根岸区	5日(水)	日野沢全域
20日(木)		6日(木)	三沢全域
21日(金)	上大浜区 中大浜区	7日(金)	
25日(火)	下大浜区	10日(月)	上原区 原区
26日(水)		11日(火)	下原区
27日(木)	戦場・土京区	12日(水)	金崎区 国神区
28日(金)	親鼻区 駒形区	13日(木)	大淵区 野巻区
		14日(金)	
		17日(月)	地域指定なし

※地域の指定日は、来場者数を分散させるための目安です。(できるだけご協力ください)

<申告相談の持ち物>

- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)
- 税務署からの案内通知(送られたかたのみ)
- 利用者識別番号が確認できるもの(利用者識別番号を取得したことがあるかたのみ)
- 所得の計算に必要な資料
 - (1) 営業所得のあるかた……………帳簿・決算書などの収支内訳、領収書などの根拠資料
 - (2) 給与所得や年金所得のあるかた……源泉徴収票
 - (3) 不動産所得のあるかた……………支払調書、帳簿、固定資産税納税通知書など
- 控除の計算に必要な資料
 - (1) 医療費控除のあるかた……………医療費控除の明細書
 - (2) 各種保険料控除のあるかた……………控除証明書など(生命保険、地震保険、国民年金など)
 - (3) 寄附金控除のあるかた……………寄附先が発行する領収書など
- その他、計算に必要な資料

問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461
 秩父税務署 ☎22-4433